

目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター

通所介護・介護予防通所介護契約書

_____様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人目黒区社会福祉事業団目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う通所介護・介護予防通所介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護・介護予防通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間の満了の日までとします。
- 2 前項に規定する契約期間の満了の日の2日前までに利用者から事業者に対して文書による契約の終了の申し出がない場合は、次の契約期間の満了の日までこの契約を自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画・介護予防通所介護計画の立案）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」・「介護予防サービス計画」に沿った「通所介護計画」・「介護予防通所介護計画」を作成します。
- 2 この計画の内容を利用者およびその家族に説明し、文書により同意を得たうえで、当該「通所介護計画」・「介護予防通所介護計画」を利用者に交付します。

第4条（通所介護・介護予防通所介護の内容）

- 1 事業者は、第3条に定めた通所介護計画・介護予防通所介護計画に沿って通所介護・介護予防通所介護を提供します。サービスの提供にあたっては、その内容を利用者およびその家族に説明します。
- 2 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

- 2 事業者は、通所介護・介護予防通所介護の提供に関するサービス提供記録を作成し、契約終了後2年間は保管します。
- 3 利用者は、センターの営業時間内に、センターにおいて、自己に関して作成された第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、自己に関して作成された第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（利用料等の支払い）

- 1 利用者は、サービスの対価として、別紙重要事項説明書に定める利用料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。利用料は、別紙重要事項説明書の「4 利用料」に定めるところに準じます。
- 2 事業者は、当月の料金合計額の請求書に明細を付して、翌月の末日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、支払期限までに当月の料金を支払います。支払方法は、別紙重要事項説明書に定めるところによります。

第7条（サービス内容の変更）

要支援・要介護認定の区分変更があった場合、別紙重要事項説明書の変更によりサービス内容の変更を行います。

第8条（サービスの利用の中止および中止に伴う料金の取扱い）

別紙重要事項説明書の「4 利用料（5）キャンセル料」に定めるところに準じます。

第9条（契約の終了）

別紙重要事項説明書の「5 サービスの利用方法（2）サービスの終了」に定めるところに準じます。

第10条（緊急時等における対応方法）

- 1 事業者は、通所介護・介護予防通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、通所介護・介護予防通所介護を実施中に、天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じます。

第11条（衛生管理）

事業者は、衛生管理に十分留意し、事業所において感染症の発生または蔓延しないように必要な措置を講じます。

第 12 条（秘密保持・個人情報の保護）

- 1 事業者および職員等は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に提供しません。また、職員等でなくなった後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第 13 条（苦情・相談対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護・介護予防通所介護に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

第 14 条（虐待の防止）

職員は、利用者に対し、身体的苦痛を与え、人格を辱める等別紙重要事項説明書に定める虐待を行いません。

第 15 条（介護事故発生時の対応及び防止等）

- 1 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに目黒区、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じます。
- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じます。
- 5 事故発生防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行います。

第 16 条（関係機関等との連携）

- 1 事業者は、通所介護・介護予防通所介護提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、契約締結後にその旨を介護支援専門員・保健師等に速やかに連絡します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護支援専門員・保健師等に連絡します。なお、第 10 条の規定に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員・保健師等に連絡します。
- 4 前 3 項の規定中介護支援専門員・保健師等に係る部分は、利用者の居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成に介護支援専門員・保健師等が関与していない場合は適用しません。

